

松本市産業団地等基本構想策定業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 本業務の概要及び目的

松本市では現在、市内外の事業者から産業用地等の相談を受けるが、提供できる場所がなく、特に市内企業の留置が課題となっており、当面の対応として令和8年4月1日から松本市工場立地法準則条例を施行し、緑地率等の緩和を行った。

また、令和6年度からは、地域未来投資促進法に基づき地域基本計画に重点促進区域を設定し、民間開発手法による産業立地を進めているが、計画的な産業集積といった点では課題も多い。

松本市の特性にマッチし、かつ、将来を見据えた産業集積はいかにあるべきか。工業団地に限らず、どういった業種、規模、場所、開発手法等で産業集積を図るべきか。こうした視点に立って、産業集積の基本的な方針を定め、戦略的な産業立地を進める必要がある。

この目的を達成するために必要な調査・分析業務及び基本構想策定業務を本業務として行うものとする。

本業務は、高度で専門的な知識が必要になること、民間事業者の持つ専門的知見やノウハウを活かしたいことから、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

2 業務概要

(1) 名称

松本市産業団地等基本構想策定業務委託

(2) 期間

契約の日から令和10年3月31日まで

(3) 契約限度額

11,740,000円（税込）

(4) 内容

「松本市産業団地等基本構想策定業務委託仕様書」のとおり

3 松本市の現状、条件等

(1) 市内の事業用地が不足しており、近年では市の直営による工業団地整備は実施していないため、市では企業立地、誘致等のノウハウが蓄積できていないこと。

(2) 無秩序な開発を防止し計画的な市街化を図るため、市内には区域区分、用途地域の指定があること。

(3) 松本都市計画区域の工業フレームは、約136.3haであるが、今後の見直しで100ha程度になる見通しであること。

(4) 高速道の中部縦貫道が延伸しており、令和16年頃には市内に3つのインターチェンジ（波田、新村、和田）が新たに開通予定であること。

(5) 工業用水については、地下水をくみ上げ、使用後は水質基準以下になるよう自家処理の上、河川放流が基本となっているが（一部公共下水道を利用する区域もあり）、地域住民の同意で

難航する地域もあり課題となっていること。

#### 4 提案を求める内容

##### (1) 調査・分析業務

###### ア 産業立地、土地利用の状況等に関する現状分析

どの情報をもとにして、どのように分析するのかを具体的に示した提案とすること。

###### イ 成長期待分野の未来予測分析

世界や国の社会経済動向、産業政策の動向をどのように把握するか、具体的な手法を示すこと。

成長期待分野の未来予測を、どの情報をもとに、何年後を想定し、どのように行うのか、その根拠を含めて具体的に示すこと。

松本市の人口動態や社会経済の変化、AI、フィジカル AI 等の新技術の普及等を加味した未来予測とすること。

松本市の既存産業との親和性をどういった手法で、どういった基準を用いて行うのか具体的に示すこと。

###### ウ 立地意向調査

アンケート調査に用いるデータベースは何を用いるのか具体的に示すこと。

アンケート調査の想定数量を市内の既存企業とそれ以外の企業の別で示すこと。仕様書の想定と異なる場合は、その理由を付記すること。

アンケート調査の想定質問項目を、その意図とともに示すこと。

アンケート調査の実施方法を具体的に示すとともに、回収率の目標と、それを上げるための取り組み内容を示すこと。

###### エ 企業ヒアリング調査

ヒアリングの対象をどのように選定するのかを示すこと。

ヒアリングの実施方法を具体的に示すとともに、想定数量を市内の既存企業とそれ以外の企業の別で示すこと。仕様書の想定と異なる場合は、その理由を付記すること。

##### (2) 松本市産業団地等基本構想（案）の策定業務

###### ア (1)の調査・分析結果のまとめ

どのようにまとめるのかイメージを示すこと。

###### イ 産業団地等に関する基本方針の検討

どういった項目についてどのように考え方をまとめるのか示すこと。

###### ウ 具体的な施策の提示

どういった項目について具体策をまとめるのか具体的に示すこと。

候補エリアに関する情報等について事業化を見越して、どのようにまとめるのか示すこと。

##### (3) その他の提案

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要かつ効果的と考える提案（以下「自由提案」という。）があれば具体的に示すこと。ただし、提案内容は評価に加味するものの、その提案を含めて提案上限額の範囲内とすること。

## 5 参加資格要件

参加者は、本実施要領の公開日から契約候補者決定までの間、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する会社であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（平成3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (8) 社会保険等に参加していること。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員についても上記(2)～(8)を満たす必要がある。

また、松本市が契約する場合の相手方は代表者とし、他の構成員は協力事業者となる。

## 6 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

| No. | 項目                      | 日程            |
|-----|-------------------------|---------------|
| 1   | 公告・質問受付                 | 令和8年10月21日（水） |
| 2   | 質問受付期限                  | 10月29日（木）     |
| 3   | 質問回答                    | 11月 2日（月）     |
| 4   | 参加表明書等の提出期限             | 11月 6日（金）     |
| 5   | 企画提案書等の提出期限             | 11月27日（金）     |
| 6   | 書類審査（参加事業者が6社以上の場合のみ実施） | 12月 4日（金）     |
| 7   | プレゼンテーション及びヒアリング審査      | 12月22日（火）     |
| 8   | 審査結果の通知                 | 12月28日（月）     |
| 9   | 契約の締結                   | 令和9年 1月上旬     |

※ スケジュールは予定であり、変更の可能性があることに留意すること。

### (2) 参加表明書の提出

次の提出書類の該当分のすべてを提出期限までに松本市役所商工課へ持参又は郵送により1部ずつ提出すること。なお、共同提案を予定している場合、協力事業者の書類提出は求めないが、その参加資格については提案の代表者が保証すること。その場合であっても、業務の主たる部分を再委託することは認めない。

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社経歴書（様式2）

- ウ 誓約書（様式３）
- エ 業務協力予定書（様式５） ※共同提案を予定している場合のみ
- オ 登記事項証明書 ※提出日から３カ月以内、コピー可
- カ 法人税と消費税及地方消費税の納税証明書【その３の３】 ※提出日から３カ月以内、コピー可
- キ 市町村税納税証明書 ※提出日から３カ月以内、コピー可
- ク 財務諸表 ※提出日から直近のもの
- ケ 各様式に押印する印鑑の印鑑証明書 ※提出日から３カ月以内、コピー可
- コ 社会保険等加入を証する書類 ※コピー可

(3) 企画提案書等の提出

次の提出書類を提出期限までに松本市役所商工課へ持参又は郵送により、各６部及びPDF形式の電子媒体（メール添付可）を提出すること。

- ア 企画提案書（様式任意。表紙・目次、自由提案以外のページ数は、５０ページ以内とする。）
  - (ア) A４版横とし、必要に応じて図等により文章を補完すること。
  - (イ) A３版のみ挿入を認めるが、体裁は折りたたんでA４サイズとすること。
  - (ウ) 表紙・目次を除き、通し番号を付すこと。

- イ 提案書類提出書（様式６）

- ウ 本業務に関する提案見積書（様式７）及び内訳書（様式任意）

- エ 業務実績書（様式４）及び添付書類（様式任意） ※実績がある場合のみ

(4) 提案見積書及び内訳書に関する留意事項

- ア 提案見積金額は、提案書に記載された内容の履行に必要となる本提案募集の範囲に係るすべての経費（消費税及び地方消費税含む。）を含めること。
- イ 提案見積書及び内訳書は定型封筒（長形３号）に封緘し、「松本市商工課長」宛てとすること。また、表面に「公募型プロポーザル提案見積書在中」と朱書きの上、提案参加者名（共同提案にあっては代表者）を明記すること。

(5) その他の留意事項

- ア 提出のあった書類は返却しない。
- イ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出（差替え等を含む。）は認めない。
- ウ 参加表明後、提案を辞退する際には参加辞退届（様式８）を提出すること。

(6) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式９）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

- ア 質問受付期限

令和８年１０月２９日（木） 正午まで（必着）

- イ 質問への回答

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問及び回答の内容を市のホームページで公表する。なお、回答の内容は、この実施要領及び添付書類等の追加又は修正とみなす。

ウ 送付先電子メールアドレス

shoukou@city.matsumoto.lg.jp

※ メール の 件名 は 「(会社名) 産業団地等基本構想策定業務プロポーザル質問書」とすること。

エ 質問への回答日

令和8年11月 2日(月) ※予定

## 7 選定方法

「産業団地等基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の審査において、次の評価項目に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者(契約候補者)を選定する。

### (1) 評価項目及び内容

ア 技術評価(900点満点)

イ 価格評価(100点満点)

#### ア 技術評価

| 評価項目    |                       | 評価内容                                                                                                           | 配点  |
|---------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1       | 事業理解度<br>(75点)        | 松本市のもつ課題感を理解し、事業実施の意図とその後の活用を視野に入れた提案となっているか                                                                   | 75  |
| 2       | 調査分析<br>(425点)        | 松本市の産業構造、土地利用の状況等について、どういった情報を基に、どのような切り口でどのように分析するのかが明確に示されているか<br>世界や国の社会経済動向、産業政策の動向をどのように踏まえるのか具体的に示されているか | 100 |
|         |                       | 成長期待分野の未来予測を、どういった情報をもとに、どのように行うのか具体的に示されているか。松本市の既存産業との親和性をどうやって導くかが示されているか                                   | 200 |
|         |                       | アンケート調査に用いるデータベースや対象、数量は適当か。アンケート調査の想定質問項目等は、目的に沿ったものといえるか。ヒアリング調査をどのように行うのか示されているか、数量等は適当か                    | 125 |
| 3       | 産業団地等基本構想策定<br>(250点) | 基本方針でどういった項目について考え方をまとめるか、列挙されているか                                                                             | 100 |
|         |                       | 具体策としてどういった項目を提案する必要があるのかを理解し、列挙されているか。事業化のステップを見越した提案か                                                        | 150 |
| 4       | 業務遂行能力<br>(100点)      | 過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。アンケートの回収率を上げる方法等が示されているか                                                     | 50  |
|         |                       | 事業を効果的に実施するための工程表及び危機管理も含め、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制となっているか                                                            | 50  |
| 5       | その他<br>(50点)          | 本業務の目的達成に資する独自提案がある場合、その内容が有効かつ実施可能と認められるか                                                                     | 50  |
| 技術評価 合計 |                       |                                                                                                                | 900 |

#### イ 価格評価

|                          |  |     |
|--------------------------|--|-----|
| (最低提案見積額/当該提案見積額) × 100点 |  | 100 |
| 価格評価 合計                  |  | 100 |

### (2) 参加資格の確認及び予備審査

ア 参加資格については、「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 予備審査は、参加表明者が6者以上となった場合に実施する。なお、予備審査は、提出

書類の形式審査(求めている内容が記載されているかどうか)とする。

ウ 参加資格の確認結果及び予備審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 企画提案者（参加資格を有し、予備審査がある場合はこれを通過した者）に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

イ 出席者は、本業務を実施する場合の総括責任者を含む最大4名までとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング時間は、1企画提案者あたり約20分（提案説明10分、質疑応答10分程度）を基本とし、個別に行う。

エ 評価は、提出書類及びプレゼンテーション、質疑応答への回答に基づき行う。

オ 最低評価基準点は審査委員全員の技術評価の合計点の6割とする。

カ 提案者が1者の場合は、審査委員全員の技術評価の合計点が6割以上であった場合に契約候補者として選定する。

キ 採点が同点の場合は、審査委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ク プレゼンテーションは、スクリーンに企画提案書を投影する形で実施する。なお、スクリーン、プロジェクター、操作用PCについては審査委員会事務局において用意する。

ケ プレゼンテーション審査の時間、場所等詳細については、別途、参加者に通知する。

(4) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、松本市と契約候補者による協議により決定するため、企画提案書の内容が直ちに実際の業務内容となるものではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないことが判明した場合、契約を締結しない。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 選定結果の通知方法

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。

8 参加資格の喪失

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 候補者決定までの間に、参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 候補者決定までの間に、提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えた場合
- (5) その他、松本市長が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

9 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 松本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を松本市が利用（必要な改変を含む。）

することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

- (3) 企画提案者は、松本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、松本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### 10 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 必要に応じて、提出された書類に関するヒアリングを行うことがある。
- (4) 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するが、本件の選定の公表等に必要な場合には、松本市は、その著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 全ての提案者が失格となった場合には、提案の再募集を行う場合がある。
- (7) 審査結果について、質問の受け付けは行わず、異議の申し立ては認めない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）に基づき対応する。

#### 11 問合せ先

〒390-0874 長野県松本市丸の内3-7

松本市役所 産業振興部 商工課 工業振興担当（本庁舎5階）

時間 平日午前8時30分～午後5時15分

TEL 0263-34-3270 FAX 0263-34-3008

e-mail shoukou@city.matsumoto.lg.jp